

# 指導監査基準

(児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・母子生活支援施設編)

【令和8年度適用】

※以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知	略称
1	昭和22年12月12日 法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	令和3年3月26日 条例第13号「愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」	最低基準
3	昭和23年12月29日 厚生省令第63号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」	基準省令
4	平成15年5月30日 法律第57号「個人情報保護に関する法律」	個人情報保護法
5	平成3年5月15日 法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
6	昭和47年7月1日 法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	男女雇用機会均等法
7	平成22年8月 愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課「児童福祉施設給食の手引き」	施設給食の手引き
8	昭和60年9月21日 社施第102号「社会福祉施設における防災対策の強化について」	社施第102号通知
9	平成9年3月31日 社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」(別紙 最終改正:平成29年6月16日)	社援施第65号通知
10	平成30年3月30日 子発0330第8号、社援発0330第42号「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(最終改正:令和4年3月23日)	子発0323第3号通知
11	令和5年5月10日 こ支家第47号「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」	こ支家第47号通知
12	令和6年4月8日 こ支家第234号「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」	こ支家第234号通知
13	平成29年4月27日 雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(最終改正:令和4年3月14日)	雇児発0427第7号通知
14	平成29年3月29日 雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」	雇児総発0329第1号通知
15	平成16年3月12日 雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(最終改正:令和7年3月31日)	雇児発第0312001号通知
16	平成16年3月12日 雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発第0312002号、老計発第0312002号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(最終改正:令和7年3月31日)	雇児福発第0312002号通知
17	平成13年7月23日 雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(最終改正:平成30年3月30日)	雇児発第488号通知
18	令和7年3月21日 こ成事第175号、こ支総第50号「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」(最終改正:令和8年3月30日)	こ成事第175号通知

指導監査における指摘区分

第1段階	第2段階	第3段階	社会福祉法人等に求める対応	指摘区分
A 理事会への付議が必要な事項 (=法人・施設運営に大きな影響を与える事項等)	1 改善を要する事項	(1)直ちに是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(1)
		(2)計画的に是正・改善を行うべき事項	要理事会への付議 要文書回答	A-1-(2)
		(3)改善に向けた検討を行うべき事項	要理事会への付議 文書回答不要	A-1-(3)
	2 検討を要する事項 (指摘事項には該当しない事項)		要理事会への付議 文書回答不要	A-2
	B 理事会への付議を要しない事項 (=軽微な法令違反等)	1 改善を要する事項	(1)直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がある事項)	理事会への付議不要 要文書回答
(2)直ちに是正・改善を行うべき事項 (文書回答による改善確認を行う必要がない事項)			理事会への付議不要 文書回答不要	B-1-(2)
2 改善を要する事項 (指摘事項には該当しない事項)		口頭指導事項	理事会への付議不要 文書回答不要	B-2

	目	次
○児童養護施設等		
I 処遇		
1 児童福祉の基本理念	1	14 監視又は継続的労働に従事する者に 対する適用除外許可申請
2 養護方針・養護計画の作成	1～2	15 社会保険への加入
3 養護(養育)計画の実践状況	2～4	16 健康診断の実施等職員の健康管理、 安全衛生管理体制の整備
4 健康・安全の状況	4～5	17 職員研修及び職員の定着化
5 感染症対策	5	18 解雇
6 虐待防止	6	
7 個人情報保護及び秘密の保持	6～7	V 非常災害対策
8 苦情解決	7	1 防火安全対策(火災)
9 事故防止	8	2 地震、津波災害対策
10 安全対策	8～9	3 風水害、土砂災害対策
11 サービスの質の評価等	9	4 原子力災害対策
12 給付金として支払を受けた金銭の管理	10	5 備蓄品の確保
		6 福祉避難所の指定等
		7 業務継続計画(BCP)の策定
II 設備		
1 建物設備の状況	10～12	
2 衛生管理	12	
III 運営		
1 定員	12	VI 防犯対策
2 組織・運営(管理)規程	13	1 防犯体制
3 職員配置	13～16	2 防犯対策の点検状況
4 管理者の職務	16	
5 児童対象性暴力等の防止等のための措置	17～18	VII 食事
IV 職員の処遇		
1 就業規則等の整備	19	1 食事計画の状況
2 ハラスメントの防止	19	2 献立業務の状況
3 労働条件の明示	19	3 発注・購入
4 職員関係、帳簿の整備	19	4 検食
5 給与規程の作成	19	5 衛生管理(調理員等)
6 賃金の一部の控除協定	20	6 衛生管理(施設)
7 労働時間及び雇用管理等	20	7 検査用保存食
8 断続的な宿直又は日直勤務許可申請	20	8 調理業務委託
9 休憩、休日	21	9 食事
10 時間外労働及び休日労働協定	21	VIII その他
11 時間外労働及び休日労働に 対する割増賃金の支給	21	1 会計経理(全般)
12 有給休暇	21	2 現金・預金(入所者預り金を含む。)の管理等
13 育児・介護休業規程	21	3 入札方法、契約手続等
		4 運営費(措置費)の運用
		5 その他支出

児童養護施設等

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>I 処遇</b>			
<b>1 児童福祉の基本理念</b>			
<p>1 児童を権利をもつ主体として位置付け、その人格を尊重するとともに、児童の最善の利益の保障を第一義として養護等(養育、指導、支援等を含む。)を行っているか。</p> <p>《「児童の権利に関する条約」の一般原則》</p> <p>①生命、生存及び発達に対する権利 ②児童の最善の利益 ③児童の意見の尊重 ④差別の禁止</p>	<p>児童の権利に関する条約第3条 児童福祉法第1条 最低基準第3条 (基準省令第5条)</p>	<p>(1)児童の権利及び人格を尊重した養護等が行われていないので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p>
<p>2 児童が自由に自己の意見を表明する権利を保障しているか。また、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見を正当に考慮して養護等を行っているか。</p>	<p>児童の権利に関する条約第12条 児童福祉法第2条</p>	<p>(1)児童の意見表明権が保障されていないので改善すること。  (2)児童の意見を正当に考慮した養護等が行われていないので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)  A-1-(1)</p>
<p>3 児童又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否か等によって、差別的取扱いをしていないか。</p>	<p>児童の権利に関する条約第2条 最低基準第3条 (基準省令第9条)</p>	<p>(1)特定の属性を有していること等を理由に、児童に対し差別的な取扱いをしているので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p>
<b>2 養護方針・養護計画の作成</b>			
<p>1 養護(養育)方針が策定されているか。 また、養護(養育)方針を適宜見直しているか。</p> <p>【留意点】 養護(養育)方針は、施設の基本的養護(養育)理念であり、児童をどのように養護(養育)していくかを明確にするものである。</p>	<p>児童福祉法第1条、第2条  最低基準第3条 (基準省令第2条、第14条)</p>	<p>(1)養護(養育)方針を策定すること。 (2)養護(養育)方針を適宜見直しすること。</p>	<p>A-1-(1) B-1-(1)</p>
<p>2 養護(養育)計画を策定しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度開始前に作成しているか。</li> <li>・適正な領域内容となっているか。</li> <li>・計画を策定する過程で前年度を総括しているか。</li> <li>・職員が十分に検討しているか。</li> <li>・経過記録を会議録に明らかにしているか。</li> <li>・予算の裏付けはあるか。</li> <li>・計画を職員に周知しているか。(最低各セクションごとに配布しているか。)</li> <li>・計画に基づいた援助・支援を行っているか。</li> </ul> <p>【留意点】 ①児童に対し適切な援助・支援を行うために、養護(養育)計画を策定することは重要である。養護(養育)計画の策定に当たっては、児童の権利を尊重し、児童が心身ともに健やかに育成することに配慮しなければならない。 ②養護(養育)計画は前年度の結果を踏まえ、関係者の意見を聞いた上で策定するよう指導する。 ③決定した養護(養育)計画は、児童のプライバシーへの配慮をした上で関係者に極力周知することが望ましい。</p>		<p>(1)養護(養育)計画を策定すること。 (2)養護(養育)計画の内容が不十分であるので是正すること。 (3)計画を職員に周知していないので周知すること。</p>	<p>A-1-(1) B-1-(2) B-1-(2)</p>

児童養護施設等

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>3 自立支援計画を策定しているか。</p> <p>①入所中の個々の児童等について、母子若しくは児童やその家庭の状況等を勘察して、その自立を支援するための計画を策定しているか。</p> <p>②新規入所児童等について、自立支援計画の策定や実践に当たり、児童に関する重要な事項を関係職員に周知徹底しているか。</p> <p>③新規入所児童等の自立支援計画を策定しているか。</p> <p>④入所児童等全員の自立支援計画を少なくとも半年ごとに定期的に再評価しているか。</p> <p>⑤児童等の状況に大きな変化が生じたときや特別な事項があったときに自立支援計画の再評価を行っているか。</p> <p>⑥中学、高校卒業後の進路については本人の意見を尊重し、関係者と協議を持った上で自立支援計画を策定しているか。</p> <p>【留意点】 アセスメントと自立支援計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行う。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第14条、第24条の2、第29条の2、第45条の2、第76条)</p> <p>「児童養護施設運営指針」第Ⅱ部3</p> <p>「乳児院運営指針」第Ⅱ部3</p>	<p>(1)自立支援計画を策定すること。</p> <p>(2)自立支援計画の内容が不十分であるので是正すること。</p> <p>(3)新規入所児童に関する事項を関係職員に周知していないので周知すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>4 援助・支援日誌を記録しているか。</p> <p>(1)養護日誌(業務日誌・寮日誌)を備えているか。</p> <p>(2)児童の動静、引継ぎ事項等内容を適切に記録しているか。</p> <p>(3)保育日誌を備えているか。</p> <p>【留意点】 日常生活状況及び援助・支援の経過を明確にするために、援助・支援記録を作成する必要がある。援助・支援記録は適正な援助・支援を行う上での基礎資料であり、児童に対する援助の状況、対応の状況まで具体的に記載されるものである。援助・支援記録を見ることで、児童が施設においてどのような援助・支援を受けていたか、どのように生活してきたかが誰にでも理解できる必要がある。なお、援助・支援記録は個人情報であるので、取扱いについてはプライバシーの保護に配慮する必要がある。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第14条)</p>	<p>(1)養護日誌(業務日誌・寮日誌)を整備すること。</p> <p>(2)養護日誌の記録内容が不十分であるので是正すること。</p> <p>(3)保育日誌を整備すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>5 育成記録関係を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成経過、行動観察の記録は適切か。</li> <li>・記録者が明確になっているか。</li> <li>・責任者が定期的に確認を行い、必要に応じて助言指導を行っているか。</li> <li>・入所時の児童、家庭の状況は明らかになっているか。</li> <li>・指導効果の評価測定及び反省を行っているか。</li> </ul>	<p>最低基準第3条 (基準省令第14条)</p>	<p>(1)育成記録を整備すること。</p> <p>(2)援助・支援の状況や経過の記録が不十分であるので是正すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>6 退所記録関係を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退所日、退所理由、退所に至る経過・退所先を明確に記録しているか。</li> </ul>	<p>最低基準第3条 (基準省令第14条)</p>	<p>(1)退所記録を整備すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
3 養護(養育)計画の実践状況				
	<p>1 養護(養育)計画の目標、行事、日課、保育計画等は適切に実践しているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>①児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。</p> <p>②乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第2条、第9条～第9条の3、第23条、第24条、第44条)</p>	<p>(1)目標、行事、日課、保育計画等の実践が不適切であるので改善すること。</p> <p>(2)目標、行事、日課、保育計画等の実践が不十分であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(2)</p> <p>B-2</p>

児童養護施設等

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>③養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴及び睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、健康診断及び必要に応じて行う感染症予防処置を含むものとする。乳児院(乳児10人未満を入所させる乳児院を除く。)においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。</p>			
	<p>2 生活指導若しくは生活支援及び心理療法等を適切に行っているか。          ・児童を指導する際に身体的苦痛を与えたり、人格的辱めを加える等必要以上の指導を行っていないか。          ・進路指導・余暇指導等を適切に行っているか。          ・園内保育を適切に行っているか。  <b>【留意点】</b>          ①児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。          ②児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会生活に適應する能力の回復を図り、当該児童が、当該児童心理治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行われなければならない。          ③母子生活支援施設における生活支援は、その私生活を尊重して行われなければならない。</p>	<p>最低基準第3条          (基準省令第2条、第9条～第9条の3、第23条、第29条、第35条、第45条、第75条)</p>	<p>(1)生活指導を適切に行うこと。          (2)〇〇指導を適切に行うこと。          (3)園内保育を適切に行うこと。          (4)心理療法を適切に行うこと。</p>	<p>B-1-(2)          B-1-(2)          B-1-(2)          B-1-(2)</p>
	<p>3 日用品・被服の支給計画はあるか。          また、支給計画の策定には、児童の好みや身体の状態に配慮しているか。</p>	<p>最低基準第3条          (基準省令第2条、第23条、第44条)</p>	<p>(1)支給計画を策定すること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
	<p>4 生活指導訓練費が必要に応じて支給されているか。          ①生活指導訓練費を、必要に応じて本人に支給しているか。          ②小遣い帳の記録指導を適切に行っているか。          ③自己管理のために必要な保管場所が確保されているか。</p>	<p>最低基準第3条          (基準省令第45条)</p>	<p>(1)生活指導訓練費を必要に応じて支給すること。          (2)児童の年齢に応じた指導を行うこと。          (3)自己管理のために必要な保管場所を確保すること。</p>	<p>B-1-(1)          B-1-(2)          B-1-(2)</p>
	<p>5 学習指導が行われているか。  <b>【留意点】</b>          児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行われなければならない。</p>	<p>最低基準第3条          (基準省令第45条)</p>	<p>(1)学習指導を適切に行うこと。</p>	<p>B-1-(2)</p>
	<p>6 職業指導が行われているか。  <b>【留意点】</b>          職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行われなければならない。</p>	<p>最低基準第3条          (基準省令第45条)</p>	<p>(1)職業指導を適切に行うこと。</p>	<p>B-1-(1)</p>
	<p>7 家庭環境の調整が行われているか。  <b>【留意点】</b>          乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行われなければならない。</p>	<p>最低基準第3条          (基準省令第23条、第45条、第75条)</p>	<p>(1)家庭環境の調整を適切に行うこと。</p>	<p>B-1-(1)</p>

児童養護施設等

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>8 関係機関との連携を適切に行っているか。</p> <p>【留意点】 児童にとってよりよい援助・支援を行うためには、家庭及び関係機関との連携は不可欠である。</p> <p>①乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>②母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センター等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>③児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>④児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第25条、第31条、第47条、第78条、第88条の4)</p>	<p>(1)関係機関との連携を適切に行うこと。</p>	<p>B-1-(1)</p>
	<p>9 退所後の指導が行われているか。</p> <p>①退所者に対し、必要に応じて就職先等の訪問や、家庭引取では家庭復帰の支援を行っているか。</p> <p>②退所者の状況を把握するとともに、個人別のアフターケア記録を取っているか。</p> <p>【留意点】 児童の自立支援のため、退所した児童に対して相談その他の援助を行うことが重要である。</p>	<p>児童福祉法第37条、第38条、第41条</p>	<p>(1)退所者に対し、必要な指導を行うこと。</p>	<p>B-1-(1)</p>
	<p>10 児童の行動上の問題に適切に対応しているか。</p> <p>①問題行動等のケース検討(研究)をしているか。</p> <p>②ケース検討の経過を記録しているか。</p> <p>③自立支援計画はケース検討等の結果を踏まえた上で策定しているか。</p> <p>④ケース検討等の結果を個々のケース毎に分かるように記載しているか。また、それに基づいた援助・支援を行っているか。</p> <p>【留意点】 児童養護施設などにおける入所児童の援助・支援に当たっては、個々の児童の態様に応じた適切な援助・支援が図られることが重要である。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第45条、第47条) 「児童養護施設運営指針」第Ⅱ部1(10)</p>	<p>(1)ケース検討を行うこと。 (2)ケース検討の記録を整備すること。</p>	<p>B-1-(1) B-1-(2)</p>
4 健康・安全の状況				
	<p>1 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。(使用期限、保管場所)</p> <p>【留意点】 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>①薬品………消毒液、軟膏、湿布薬など。 ②包帯材料他…ガーゼ、脱脂綿、絆創膏、包帯など。 ③器具他………ピンセット、はさみ、体温計、冷却シート等、身体測定用具など。 ④薬品の管理…定期的に点検して、必要があれば新品と取替え古い物は捨てる。また、薬品名が不明のものは廃棄する。 ⑤その他………内服薬については、医師の指示した薬を服用することを原則とする。 施設の処置はあくまで医師の治療を受けるまでの処置であり、これをもって治療としてはならない。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第10条)</p>	<p>(1)必要な医薬品等の整備・管理を適正に行うこと。</p>	<p>B-1-(2)</p>

児童養護施設等

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>2 健康管理について</p> <p>①児童の健康管理(通院等)の記録が整備されているか。</p> <p>②医師(嘱託医)は、活用されているか。</p> <p>③投薬管理を行っているか。</p> <p>④緊急時の体制を整備しているか。</p> <p>⑤入所時の健康診断を行っているか。(原則入所月内)          ※入所した乳幼児について、母子保健法に基づく健康診査の結果をもって入所時の健康診断に代えることは、入所日から遡って6か月以内に受診したものに限り認められること。</p> <p>⑥児童の健康保持及び発病防止を図るため、年2回の健康診断を実施しているか。          ※母子保健法に基づく健康診査の結果をもって、定期又は臨時の健康診断に代えることは、健康診断の実施日から遡って6か月以内に受診したものに限り認められること。</p> <p>⑦健康診断の結果を個人別の健康診断記録として整備しているか。</p> <p>⑧乳児院では乳幼児突然死症候群の防止に配慮しているか。</p> <p>⑨予防接種は適正に実施されているか。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第10条、第12条、第14条)</p>	<p>(1)健康診断を年2回実施すること。                  (2)健康管理の記録を整備すること。                  (3)投薬管理を適正に行うこと。                  (4)夜間や緊急時の体制を整備すること。</p>	<p>B-1-(1)                  B-1-(2)                  B-1-(2)                  B-1-(2)</p>
	<p>3 施設での生活環境に健康や安全を脅かすリスクはないか。                  施設の児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。  <b>【着眼点】</b>                  乳児用ベッドの劣化・錆び、手拭きタオルの共用、歯ブラシの保管状態(毛先を上向きにして保管しているか等)、手洗い石鹸等がなくなっていないか、床・じゅうたん・畳・カーテン・クッション等が清潔であるか、加湿器・空気清浄機等が清潔であるか 等</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第5条、第10条)</p>	<p>(1)設備等に衛生上、著しい問題があるので改善すること。                  (2)衛生管理が不十分であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)                  B-1-(2)</p>
5 感染症対策				
	<p>1 食中毒及び感染症対策は万全か。また、保健所と連携し助言指導を受けた場合は改善しているか。                  当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(1)感染症の予防対策を講じているか。</p> <p>(2)感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。</p> <p>(3)感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。                  (原則、年度当初に実施すること。)</p> <p><b>【留意点】</b></p> <p>①社会福祉施設は集団生活の場であり、衛生管理上特に配慮を要するものである。当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。                  (感染症マニュアルの作成、年1回以上の研修の実施等)</p> <p>②メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)、結核、ノロウイルス等の施設内感染防止及び腸管出血性大腸菌等の食中毒などの防止については、万全を期すこと。</p> <p>③感染症等の発生時には、医療機関等との連携を図るとともに、速やかに主管部局及び保健所へ報告すること。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第10条)</p> <p>「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」 (H17.2.22 雇児発第0222001号他)</p>	<p>(1)食中毒及び感染症の予防対策を講じていないので改善すること。                  (2)感染症発生時、速やかに保健所等に報告がされていないので改善すること。                  (3)感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1)                  B-2                  B-1-(2)</p>

児童養護施設等

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>6 虐待防止</b>			
<p>1 職員等が被措置児童等虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>2 被措置児童等虐待の防止措置を講じているか。</p> <p>3 被措置児童等虐待防止のため、必要な取組みを行っているか。</p> <p>4 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した職員等は、適正に通告しているか。</p> <p>また、通告したことにより、解雇その他不利益な取扱いを受けていないか。</p> <p><b>【留意点】</b> 児童福祉施設職員等は、入所中の児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。施設長は、被措置児童等虐待の防止措置を講ずる必要がある。被措置児童等虐待が起こることのないよう、職員の資質向上、施設運営の透明性の確保、児童の意見や訴えをくみ取る仕組みを設ける等の取組みを行う必要がある。</p>	<p>児童福祉法第33条の10、第33条の11、第33条の12</p> <p>最低基準第3条 (基準省令第9条の2)</p> <p>児童虐待の防止等に関する法律第4条～第6条</p> <p>「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」(H18.10.6 雇児総発第1006001号)</p> <p>「児童養護施設等における適切な処遇の確保について」(H9.12.8 児家第28号)</p>	<p>(1)職員等が被措置児童等虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしているので是正すること。</p> <p>(2)被措置児童等虐待の防止措置を講じていないので是正すること。</p> <p>(3)被措置児童等虐待防止のために必要な取組みを行っていない又は取組が不十分であるので改善すること。</p> <p>(4)被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の対応が不適切なので是正すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>A-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
<b>7 個人情報保護及び秘密の保持</b>			
<p>1 個人情報の取得に関し、適正に取り扱っているか。</p> <p><b>【具体的内容】</b></p> <p>(1)利用目的をできる限り特定すること。</p> <p>(2)本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合等は、あらかじめ本人に対し、利用目的を明示しなければならない。また、あらかじめその利用目的を公表している場合(事務所に掲示、ホームページへ掲載等)を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならないこと。</p> <p>(3)特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ本人(未成年者及び被後見人の場合は、法定代理人、知的障がい者の場合は本人及び家族)の同意を得ること。</p> <p>(4)偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないこと。</p>	<p>個人情報保護法第15条～第27条</p> <p>最低基準第3条 (基準省令第14条の2)</p>	<p>(1)個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護について、保護者にあらかじめ文書等による同意をとること。</p>	<p>B-1-(2)</p>
<p>2 個人データの漏えいの防止等のため、必要かつ適切な措置を講じているか。</p> <p><b>【具体的内容】</b></p> <p>(1)個人情報保護に関する規程の整備、公表</p> <p>(2)個人情報保護推進のための組織体制等の整備(管理者、監督者等の設置)</p> <p>(3)個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備</p> <p>(4)入退館(室)管理の実施、機器等の固定等の物理的保護、アクセス管理等の技術的安全管理措置の実施</p> <p>(5)従業者の個人情報保護に関する規程の整備 (雇用契約書や就業規則において在職中及び離職後の守秘義務を課することなど)</p> <p>(6)職員(派遣労働者、ボランティア、実習生を含む。)からの誓約書の徴取等</p> <p>(7)従業者に対する教育研修の実施</p> <p>(8)業務委託における個人情報の安全管理のための措置を盛り込んだ委託契約書の作成 (委託者が定める安全管理措置を受託者の義務とすることなど)</p>	<p>「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(H28.11 個人情報保護委員会)(最終改正: R7.4)</p>	<p>(1)個人情報保護について必要な措置が不十分であるので是正すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>

児童養護施設等

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>3 あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供していないか。 【具体的内容】 (1) 第三者に対し個人データを提供する場合には、本人の同意を得る必要がある。 (2) ただし、次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。 ア) 法令に基づく場合 イ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(急病のため、医師に状況を説明する場合等) ウ) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(児童虐待事例について関係機関と情報交換する場合等) エ) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (3) 個人情報保護法第21条の規定に基づき利用目的として第三者に提供することを公表している場合であっても、第27条に基づき本人の同意が必要となる。</p>		(1) 個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人に同意をとること。	B-1-(1)
	<p>4 本人から保有個人データの開示を求められたときには、遅滞なく開示しているか。 【具体的内容】 (1) 本人から保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し遅滞なく開示しなければならない。 (2) ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。 ア) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。 イ) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。 ウ) 他の法令に違反することとなる場合。</p>		(1) 本人から保有個人データの開示請求を求められたときは、遅滞なく開示すること。	B-1-(1)
<b>8 苦情解決</b>				
	<p>1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 2 施設内への掲示、文書の配布等により苦情解決の仕組みが利用者に周知されているか。 3 苦情の内容を記録しているか。 4 苦情の内容を公表しているか。(個人情報に係るもの及び苦情申出人が公表を拒否したものを除く。) 【留意点】 社会福祉施設の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない。利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付ける窓口を設置するなど、苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、広報誌、ホームページ等により利用者等に周知し、利用者の権利の擁護と福祉サービスの適切な利用を支援していくとともに、ルールに沿った解決を進めることで、事業者の信頼や適正性の確保を図っていかなければならない。なお、第三者委員は複数選任が望ましい。 また、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等は、苦情の公正な解決を図るために苦情の解決に当たって職員以外の者を関与させなければならない。</p>	<p>社会福祉法第82条  最低基準第3条 (基準省令第14条の3)  「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」 (H12.6.7 児発第575号他)(最終改正:H29.3.7)</p>	<p>(1) 苦情解決規程を整備して、苦情解決の手続を明確にすること。 (2) 苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置すること。 (3) 第三者委員を設置すること。 (4) 苦情解決の仕組み等を周知すること。 (5) 苦情内容の記録簿を整備すること。 (6) 苦情の有無及び解決結果等を公表すること。</p>	<p>A-1-(1)  A-1-(2)  B-1-(1) B-1-(1)  B-1-(1) B-1-(1)</p>

児童養護施設等

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<p><b>9 事故防止</b></p> <p>1 児童の事故防止のための取組みを行っているか。            ・事故の恐れのある場所等の再点検            ・職員の危機意識向上研修            ・点検事項遵守の定期的検証            ・事故防止、事故発生時対応マニュアル等の作成</p> <p>2 事故記録簿及びヒヤリハット記録簿を作成しているか。かつ、事故防止、予防策の検討をし、職員全員に周知しているか。</p> <p>3 損害賠償保険に加入しているか。</p> <p>4 事故について家族等指定された連絡先に速やかに連絡・報告しているか。</p>	<p>「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」(H13.6.15 雇児総発第402号)</p> <p>「児童養護施設等における事件・事故等発生時の報告の取扱いに係る標準例について」(H20.1.22 19子第1133号)</p>	<p>(1) 事故防止のための取組みを行っていないので改善すること。</p> <p>(2) 事故記録簿及びヒヤリハット記録簿を作成すること。</p> <p>(3) 事故について、速やかに連絡・報告すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
<p><b>10 安全対策</b></p> <p>1 児童の安全確保のための取組みを計画的に実施するための計画(安全計画)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。            (1) 安全計画を策定しているか。  <b>【留意点】</b>            ① 安全計画では、施設の設備の安全点検の実施に関すること、職員や児童に対し、施設内での養育時はもちろん、施設外での活動、取組等においても、安全確保を確保するために行う指導に関すること、安全確保に係る取組み等を確実に実行するための職員への研修や訓練に関することなどを計画的に行うためのものであることが求められる。            ② 児童の安全確保に関する取組みを計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、①の取組みについての年間スケジュールを定める必要がある。            ③ 安全計画の作成に当たっては、施設が行う児童の安全確保に関する取組みと実施時期を整理し、必要な取組みを安全計画に盛り込む必要がある。</p> <p>(2) 安全計画について職員に周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しているか。            (3) 定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第6条の3)</p> <p>「児童養護施設等における安全計画の策定に関する留意事項等について」(R5.1.31 厚生労働省事務連絡)</p>	<p>(1) 安全計画が策定されていないので策定すること。</p> <p>(2) 安全計画が職員に周知されていないので周知すること。</p> <p>(3) 安全計画に基づく研修及び訓練が定期的実施されていないので実施すること。</p> <p>(4) 定期的な安全計画の見直し及び必要に応じた安全計画の変更が行われていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p>
<p>2 施設・設備等の安全管理が適切に行われているか。            (1) 施設・設備等の安全点検が定期的に行われているか。  <b>【留意点】</b>            ① 備品、遊具等や防火設備、避難経路等は定期的に安全点検を行うとともに、点検結果について文書として記録した上で、改善すべき点があれば速やかに改善すること。            ② 点検先は施設内のみならず、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含むこと。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第6条の3)</p>	<p>(1) 施設・設備等の定期的な点検が実施されていないので実施すること。</p> <p>(2) 施設・設備等の点検項目が不十分なので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>

児童養護施設等

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>(2)屋外遊具の安全点検が適切に行われているか。(屋外遊具を設置している場合に限る。)</p> <p>【留意点】</p> <p>①屋外遊具については、特に可動・回転系の遊具の可動部品の劣化、木製遊具の腐食等、鉄製遊具のサビ等による事故が多いことから、職員が日常的に定期点検を行うとともに、専門業者により年1回以上の詳細な点検を行うこと。</p> <p>②詳細な点検は、遊具の安全基準や規格などを熟知した専門業者により実施される必要があることから、(一社)日本公園施設業協会策定の「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2024」に基づき点検を実施できる技術者等により実施すること。また、点検業務の委託に当たっては、点検を実施する技術者の資格要件を仕様書に明記するなど、専門業者による点検が確実に実施されるよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>③施設長は、専門業者による点検への立会い等を通じて点検方法等の理解に努めるとともに、職員に対する遊具の危険箇所の周知や安全教育の実施等により、施設の安全管理に対する共通理解を深めることが望ましい。</p>	<p>「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」(H20.8.29 雇児総発第0829002号、障障発第0829001号)</p>	<p>(3)屋外遊具について年1回以上の詳細な点検が実施されていないので実施すること。</p> <p>(4)屋外遊具の詳細な点検について、点検業務を適正に実施できる者により行われていないので改善すること。</p> <p>(5)職員による屋外遊具の定期点検が実施されていないので実施すること。</p> <p>(6)異常・劣化等の見られた遊具について対策が講じられていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(2)</p> <p>B-1-(1)</p>
	<p>3 児童の安全管理に関するマニュアルを策定し、職員に共有しているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>以下の事項についてマニュアルにより可視化し、施設の全職員に共有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常養育時において、児童の動きを常に把握するための役割分担を構築すること。</li> <li>・リスクが高い場面(食事、入浴、施設外活動等)での職員が気をつけるべき点、役割分担を明確にすること。</li> <li>・季節行事等</li> <li>・緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火事(119番通報)等)を想定した役割分担の整理と掲示、地域や関係機関との協力体制の構築などを行うこと。</li> </ul>	<p>最低基準第3条(基準省令第6条の3)</p> <p>「児童養護施設等における安全計画の策定に関する留意事項等について」(R5.1.31 厚生労働省事務連絡)</p>	<p>(1)児童の安全管理に関するマニュアルが策定されていないので策定すること。</p> <p>(2)児童の安全管理に関するマニュアルの職員への共有が不十分なので全職員に共有すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>4 入所児童等への安全指導等を実施しているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所児童等の発達や能力に応じた方法で、入所児童等自身が安全や危険を認識すること、事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるよう努めること。</li> <li>・地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること。</li> </ul>		<p>(1)入所児童等への安全指導等が実施されていないので実施すること。</p> <p>(2)入所児童等への安全指導等の取組み内容が不十分なので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
	<p>5 施設外での活動、取組等のための移動のために自動車を運行する場合は、児童の乗降車の際に、点呼等により児童の所在を確認しているか。</p>	<p>最低基準第3条(基準省令第6条の4)</p>	<p>(1)乗車・降車時に点呼等により児童の所在を確認していないので確認すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>
<p>11 サービスの質の評価等</p>				
	<p>1 福祉サービス第三者評価を3か年度毎に1回以上受審し、その結果を公表しているか。</p> <p>2 第三者評価基準の評価項目に沿って、毎年度、自己評価を行っているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が任意で第三者評価を受ける仕組みであるが、社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みではない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定があるほか、被虐待児が増加していること等により、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけている。</p>	<p>最低基準第3条(基準省令第24条の3、第29条の3、第45条の3、第76条の2)</p> <p>社会福祉法第78条</p> <p>子発0323第3号通知</p>	<p>(1)第三者評価を3か年度毎に1回以上受審していない又はその結果を公表していないので改善すること。</p> <p>(2)第三者評価基準の評価項目に沿って、自己評価を行っていないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>

児童養護施設等

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
12 給付金として支払を受けた金銭の管理(母子生活支援施設を除く。)				
<p>1 児童に係る給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分しているか。</p> <p>2 児童に係る金銭を給付金支給の趣旨に従って使用しているか。</p> <p>3 児童に係る金銭の収支状況を明らかにする帳簿を整備しているか。</p> <p>4 児童が退所した場合は、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させているか。</p> <p><b>【留意点】</b></p> <p>①預り金管理規程を定めているか。</p> <p>②預り金台帳を作成しているか。</p> <p>③預り金管理規程に基づいた管理が行われているか。(保管方法、入出金手続、定期的な確認等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通帳と印鑑は別の責任者を定め、施錠可能な金庫等で別に保管しているか。 (※1人の担当者が一括管理していないか。)</li> <li>・児童等から現金等の入出金依頼があった場合、預り金管理規程に基づき入出金依頼書を徴取し、施設長はじめ複数職員で確認しているか。</li> <li>・預り金台帳や通帳等について、施設長及び預り金担当職員等複数職員による定期的な点検が実施されているか。</li> </ul> <p>④児童手当について、児童名義の専用口座が開設されているか。</p> <p>⑤児童手当について、施設設置者等は、民法第830条第1項の規定による意思表示を行っているか。(施設設置者等は、児童手当の支払を受けた後に児童の口座に預け入れる際は、原則、児童の口座へ入金する前に、予め民法第830条第1項の規定による意思表示を行う必要がある。)</p> <p>(上記規定は児童に贈与した児童手当の管理を親権者に代わって施設長等が行うことにする意思表示であり、具体的には、施設長等を管理者として指定し、児童手当を児童に贈与する旨及び施設長等を管理者として指定する旨を記載した書面を児童又は父母に交付する。)</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第12条の2)</p> <p>施設等受給者向け児童手当Q&amp;A</p>	<p>(1)児童に係る金銭をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2)給付金支給の趣旨に従って使用すること。</p> <p>(3)預り金台帳を整備すること。</p> <p>(4)退所した児童に、速やかに当該児童に係る金銭を取得させること。また、受領書を徴取すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>	
<b>II 設備</b>				
1 建物設備の状況				
<p>1 構造・設備が基準を満たしているか。</p> <p>(1)基準上必要な設備が設けられているか。</p> <p>(2)児童数に応じた必要面積が確保されているか。</p> <p>※経過措置…平成23年6月17日時点で現に存する施設については、《 》内の旧基準を適用する。 (新基準施行後に増築又は全面的に改築された部分を除く。)</p> <p><b>【児童養護施設】</b></p> <p>①居室、相談室、調理室、浴室、便所を設けること。</p> <p>②児童の居室の1室の定員 4人以下《15人以下》</p> <p>その面積 1人につき4.95㎡以上《1人につき3.3㎡以上》</p> <p>乳幼児のみの居室 1室の定員 6人以下《15人以下》</p> <p>その面積 1人につき3.3㎡以上《3.3㎡以上》</p> <p><b>【経過措置: 当分の間 15人以下、1人につき2.47㎡以上】</b></p> <p>③児童の年齢等に応じ男子と女子の居室を別にすること。</p> <p>④便所は男子と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童対象の施設はこの限りでない。</p> <p>⑤児童30人以上 医務室、静養室を設けること。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第5条)</p> <p>最低基準第3条 (基準省令第41条)</p>	<p>(1)構造、設備が基準を満たしていないので是正すること。</p> <p>(2)児童数に応じた必要面積が確保されていないので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)</p> <p>A-1-(1)</p>	

児童養護施設等

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p><b>【乳児院】</b>                      (乳幼児10人以上入所施設)                      ①寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室、便所を設けること。                      ②寝室の面積 乳幼児1人につき2.47㎡以上。《1人につき1.65㎡以上》                      ③《観察室の面積 乳児1人につき1.65㎡以上》(10人以上入所施設)                      (乳幼児10人未満入所施設)                      ①乳幼児の養育のための専用の室 及び相談室                      1室につき9.91㎡以上、乳幼児1人につき2.47㎡以上《1人につき1.65㎡以上》                      なお、いずれも物品等の占有面積を除いた有効面積である。</p> <p><b>【児童心理治療施設】</b>                      ①居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所を設けること。                      ②児童の居室の1室の定員 4人以下                      その面積 1人につき4.95㎡以上                      ③男子と女子の居室を別にすること。                      ④便所は男子と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童対象の施設はこの限りでない。</p> <p><b>【母子生活支援施設】</b>                      ①母子室、相談室、集会、学習等を行う室を設けること。                      ②母子室はこれに調理設備、浴室、便所を設け、一世帯に一室以上とすること。                      《一世帯につき一室以上》                      ③母子室の面積は一室あたり 30㎡以上《おおむね1人につき3.3㎡以上》                      【経過措置：当分の間、おおむね1人につき2.47㎡】                      ④乳幼児を入所させ付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できないときは                      保育所に準ずる設備(設備は保育所に関する規定を準用する。)                      乳幼児30人未満：静養室、30人以上：医務室及び静養室</p> <p><b>【留意点】</b>                      児童福祉施設の設備構造は、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	<p>最低基準第3条                      (基準省令第19条、第20条)</p> <p>最低基準第3条                      (基準省令第72条)</p> <p>最低基準第3条                      (基準省令第26条)</p> <p>最低基準第3条                      (基準省令第30条)</p>		
	<p>2 施設の設置認可(届出)事項に変更が生じた時は、変更届が提出されているか。  <b>【留意点】</b>                      ①建物設備等の変更にあたっては、変更により最低基準を満たさなくなることがないように、県への事前協議を行うこと。                      ②認可関係書類、図面等は、施設の設備の現状及び認可内容の状況を示すものであることから、適切に整備、保管しておくこと。</p>	<p>児童福祉法施行規則第37条第4項～第6項</p>	<p>(1)施設の設置認可(届出)事項の変更手続きが適切に行われていないので是正すること。                      (2)認可(届出)関係書類が適切に整備・保管されていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)                      B-1-(2)</p>
	<p>3 エレベーターの定期検査を行っているか。  <b>【留意点】</b>                      エレベーターの点検を行い、記録しておくこと。                      建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。                      エレベーター 毎年実施</p>	<p>建築基準法第12条第3項                      建築基準法施行細則第7条</p>	<p>(1)定期検査を行っていないので実施すること。(対象施設)</p>	<p>B-1-(2)</p>

児童養護施設等

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	4 生活環境について配慮されているか。 ・居室の状況について、採光、換気、清潔保持に配慮しているか。 ・トイレは男女別にし、清潔保持や手洗い設備等衛生面での配慮をしているか。 ・浴室の衛生管理に配慮しているか。 ・各居室、浴室等必要な場所にカーテン等を配置する等プライバシーに配慮しているか。 ・施設全般にわたり、危険防止に配慮しているか。 ・児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせているか。(児童養護施設、児童心理治療施設) ※原則は児童指導員又は保育士とする扱いで、勤務シフト編成の都合により例外を認める。	最低基準第3条 (基準省令第5条、第10条、第19条、第20条、第26条、第41条、第46条、第72条、第77条)	(1)居室の環境整備を適切に整備すること (2)衛生管理に配慮すること。 (3)児童のプライバシーに配慮すること。	B-1-(2) B-1-(2) B-1-(2)
<b>2 衛生管理</b>				
	1 水道施設について、適正な管理が行われているか。 小規模受水槽水道、飲用井戸等、条例水道、簡易専用水道、専用水道のそれぞれの基準に適合した管理がされているか。 (水道直結方式で受水槽が無い施設は非該当)	最低基準第3条 (基準省令第10条) 水道法第19条、第20条、第22条、第34条の2	(1)水道法等に定める水槽の掃除等の衛生管理を実施すること。(対象施設)	B-2
	2 水道施設について、必要な検査が行われているか。	愛媛県水道条例第8条、第9条、同施行規則第8条、第9条  愛媛県飲用井戸等衛生対策要領(R6.3.27 5環第1067号 愛媛県県民環境部長)	(1)水道法等に定める定期的な水質検査を実施すること。(対象施設)	B-2
	3 浄化槽を使用している場合、適正に保守点検、清掃及び水質検査が行われているか。 (浄化槽が無い施設は非該当)	最低基準第3条 (基準省令第10条) 浄化槽法第10条 浄化槽法第11条	(1)浄化槽の定期的な点検及び清掃を実施すること。(対象施設) (2)浄化槽の定期的な水質検査を実施すること。(対象施設)	B-2 B-2
	4 入浴設備(循環式浴槽)について、適正に衛生管理が行われているか。 【留意点】 (1)浴槽水は少なくとも1年に1回以上水質検査を行い、レジオネラ属菌に汚染されていないかどうか確認すること。 (2)浴槽水は毎日交換が基本であるが、最低でも1週間に1回は完全に換えること。 (3)遊離残留塩素濃度は0.2~0.4mg/l内、最大でも1.0mg/lであるか。	最低基準第3条 (基準省令第10条)  「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(H15.7.25社援基発第0725001号)	(1)年1回以上の水質検査を行っていないので実施すること。(対象施設) (2)浴槽水の塩素濃度が基準に適していない日があるので適正に管理すること。(対象施設)	B-1-(1) B-2
	5 調理施設等について、ねずみ、こん虫等の発生状況の点検及び駆除が適正に行われているか。	最低基準第3条 (基準省令第10条) 社援法第65号通知	(1)調理施設内の清掃、ねずみ等の発生防止のため必要な措置が行われていないので適切に行うこと。	B-2
<b>III 運営</b>				
<b>1 定員</b>				
	1 認可定員は遵守されているか。 一時保護委託児童を受け入れる場合も、認可定員を遵守すること。 また、最低基準上の居室の入所定員を遵守すること。	最低基準第3条 (基準省令第26条、第41条、第72条)	(1)認可定員を超えているので定員を遵守すること。	A-1-(1)
	2 小規模なグループによるケア単位の定員は守られているか。 【留意点】 小規模なグループによるケア単位の定員は、施設の種別に応じ、原則として次のとおりとする。 ① 児童養護施設 6人(分園型小規模グループケアについては4人以上6人以下) ② 乳児院 4人以上6人以下 ③ 児童心理治療施設及び児童自立支援施設 5人以上6人以下	「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(H17.3.30 雇児発第0330008号 (R4.2.18最終改正))	(1)小規模グループケアの定員又は現員数が指定の要件を満たしていないので是正すること。	B-1-(1)

児童養護施設等

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>2 組織・運営(管理)規程</b>			
<p>1 運営(管理)規程を適切に整備・運用しているか。                      (1)運営(管理)規程の内容が適切であるか。                      (2)職員及び保護者等への周知を十分に行っているか。  <b>【留意点】</b>                      次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。                      ①入所する者の援助に関する事項                      ②その他施設の管理についての重要事項</p>	<p>最低基準第3条                      (基準省令第13条)</p>	<p>(1)運営(管理)規程を整備していないので整備すること。                      (2)運営(管理)規程の内容が不適切であるので是正すること。                      (3)運営(管理)規程の内容の周知が不十分であるので改善すること。</p>	<p>A-1-(1)                      B-1-(1)                      B-2</p>
<p>2 諸会議を適切に開催しているか。                      (1)職員会議、ケース会議、幹部会議等を定期的かつ必要な回数開催しているか。                      (2)対象職員全員の参加を前提とし、意見が運営に反映されているか。                      (3)欠席者に対して会議の内容を周知しているか。                      (4)会議録を適正に作成しているか。(日時、会場、出席者、議題、議事内容等)  <b>【留意点】</b>                      社会福祉施設は対人的サービスの提供を行うものであるもので画一的なサービス提供になじまない面があり、個々の職員が利用者と接するそれぞれの場面に応じて、適切な判断に基づく処遇が必要となる。このためには職員の一人ひとりが援助・支援について十分に理解し納得することが必要であり、諸会議を職員の援助・支援等に対する理解と納得を得る一つの場とすることが求められる。</p>		<p>(1)会議の回数・参加者等が適切でないので改善すること。                      (2)会議の結果を欠席者へ周知していないので改善すること。                      (3)会議録が作成されていないので作成すること。</p>	<p>B-2                      B-2                      B-2</p>
<p>3 業務(事業)日誌を適正に記録・保管しているか。  <b>【留意点】</b>                      施設の状況を的確に把握するため、業務(事業)日誌は施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。(例:支援員日誌、ユニット日誌等)                      ①入所者の状況(入退所、現員、外泊等)、②施設の行事、③会議                      ④職員の状況(出張、休暇)、⑤来訪者等</p>	<p>最低基準第3条                      (基準省令第14条)</p>	<p>(1)業務日誌が未作成であるので作成すること。                      (2)業務日誌が適切に記録・保管されていないので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)                      B-1-(2)</p>
<b>3 職員配置</b>			
<p>1 職員配置を適正に行っているか。また、非常勤職員の配置は適正か。                      2 資格を要する職種については、資格を有する職員が勤務しているか。                      3 病欠、産休、育児等の代替職員を確保しているか。  <b>【留意点】</b>                      同一敷地内に設置されている社会福祉施設の職員の施設間の兼務は、直接処遇職員については認められない。(事務員、調理員等の場合は、業務に支障がない場合は兼務可能。)  <b>【児童養護施設】</b>                      ・児童指導員                      ・嘱託医                      ・保育士                      ・個別対応職員                      ・家庭支援専門相談員                      (児童養護施設において児童の養育に5年以上従事、法第13条第3項各号 のいずれかに該当する者)                      ・栄養士又は管理栄養士(児童40人以下の施設を除く。)                      ・調理員(調理業務の全部を委託する施設を除く。)定員90人未満の場合は4人、以下30人ごとに1人加算                      ・看護師(乳児おおむね1.6人につき1人以上 1人を下回らないものとする。)</p>	<p>こ支家第47号通知                      こ支家第234号通知                      最低基準第3条                      (基準省令第42条)</p>	<p>(1)職員の配置が不適切であるので適正に配置すること。                      (2)資格を要する職種に有資格者が勤務していないので適正に配置すること。</p>	<p>A-1-(1)                      A-1-(1)</p>

児童養護施設等

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>・心理療法担当職員(心理療法を行う必要がある児童10人以上)            ※大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>・職業指導員(実習設備を設けて職業指導を行う場合)</p> <p>・里親支援専門相談員            ※社会福祉士若しくは精神保健福祉士、法第13条第3項各号のいずれかに該当する者又は児童養護施設等(里親を含む。)において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの(加算職員)</p> <p>《児童指導員の資格》</p> <p>①基準省令第43条第1項第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>②社会福祉士</p> <p>③精神保健福祉士</p> <p>④こども家庭ソーシャルワーカー</p> <p>⑤大学(短期大学を除く。以下同じ。)において、社会福祉学・心理学・教育学・社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑥大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者</p> <p>⑦大学院において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑧外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑨高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。 )又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>⑩教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>⑪3年以上児童福祉事業に従事した者であって都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>《児童指導員及び保育士の総数》</p> <p>満2歳に満たない幼児            おおむね1.6人につき1人以上            満2歳以上満3歳に満たない幼児    おおむね2人につき1人以上            満3歳以上の幼児                おおむね4人につき1人以上            少年                                おおむね5.5人につき1人以上            ※ 定員45人以下の施設は更に1人以上を加えるものとする。</p> <p>【乳児院】            [入所乳幼児10人以上の施設]</p> <p>・小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医</p> <p>・看護師</p> <p>・個別対応職員</p> <p>・家庭支援専門相談員            (乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項のいずれかに該当する者)</p> <p>・栄養士又は管理栄養士</p> <p>・調理員(調理業務の全部を委託する施設を除く。)定員30人未満は4人。定員30人以上10人ごとに1人加算</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第43条)</p> <p>最低基準第3条 (基準省令第21条、第22条)</p>		

児童養護施設等

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理療法担当職員(心理療法を行う必要がある乳幼児又はその保護者10人以上) ※大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者</li> <li>・里親支援専門相談員 ※社会福祉士若しくは精神保健福祉士、法第13条第3項各号のいずれかに該当する者又は児童養護施設等(里親を含む。)において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの(加算職員)</li> <li>《看護師数》 乳児及び満2歳に満たない幼児 おおむね1.6人につき1人以上 満2歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね2人につき1人以上 満3歳以上の幼児 おおむね4人につき1人以上 ※ これらの合計数が7人未満であるときは、7人以上とする。</li> <li>・看護師は、保育士又は児童指導員をもってこれに代えられるが、乳幼児10人の場合は2人以上、10人を超える場合は、10人増すごとに1人以上とする。</li> <li>・前項に規定する保育士のほか、乳幼児20人以下の施設にはこの定数のほか保育士を1人以上置く。 [入所乳幼児10人未満の施設] ・嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。</li> <li>・看護師数は7人以上とするが、その1人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えられる。</li> <li>・乳幼児期における歯科保健の重要性に鑑み、更にその充実を図るため、嘱託歯科医の設置に努めること。</li> <li>【児童心理治療施設】</li> <li>・医師</li> <li>・心理療法担当職員(おおむね児童10人につき1人以上)</li> <li>・児童指導員</li> <li>・保育士 (児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1人以上)</li> <li>・看護師</li> <li>・個別対応職員</li> <li>・家庭支援専門相談員</li> <li>・栄養士又は管理栄養士</li> <li>・調理員</li> <li>《資格要件》</li> <li>・医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</li> <li>・心理療法担当職員は、大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの。</li> <li>・家庭支援専門相談員は、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</li> </ul>	<p>「保育所における嘱託歯科医の設置について」 (S58.4.21 児発第284号)</p> <p>最低基準第3条 (基準省令第73条)</p>		

児童養護施設等

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p><b>【母子生活支援施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子支援員：母子10世帯以上20世帯未満の場合は2人以上、母子20世帯以上の場合3人以上。 ・心理療法担当職員（心理療法が必要と認められる母子10人以上） ※大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者</li> <li>・個別対応職員 ※配偶者から暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う施設には置かなければならない。）</li> <li>・少年を指導する職員：母子20世帯以上の場合2人以上</li> <li>・嘱託医、調理員等</li> <li>・母子支援員の資格 <ul style="list-style-type: none"> <li>①基準省令第28条第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</li> <li>②保育士 ③社会福祉士 ④こども家庭ソーシャルワーカー ⑤精神保健福祉士</li> <li>⑥学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</li> </ul> </li> <li>・保育所に準ずる設備のある場合に限り保育士数は、乳幼児30人につき1人</li> </ul>	<p>最低基準第3条 （基準省令第27条、第28条、第30条）</p>		
	<p>4 各職員の職務分掌、勤務割表は明確になっているか。 ※職員の分担事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。</p>	<p>最低基準第3条 （基準省令第13条）</p>	<p>(1)職務分掌等が不明確なので改善すること。</p>	<p>B-2</p>
<p><b>4 管理者の職務</b></p>				
	<p>1 管理者（施設長）は資格要件を満たし、専任であるか、その職責を果たしているか。 《資格要件》 管理者（施設長）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 ①精神保健又は小児保健（乳児院については、小児保健）に関して学識経験を有する医師 ②社会福祉士 ③こども家庭ソーシャルワーカー ④勤務する施設と同じ種別の施設に3年以上勤務した者 ⑤①から④までと同等以上の能力を有する者であると都道府県知事が認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの  (1)児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間 (2)社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間 (3)社会福祉施設に勤務した期間（(1)又は(2)の期間を除く。）  ・2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。 （ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。）</p>	<p>社会福祉法第66条  最低基準第3条 （基準省令第22条の2、第27条の2、第42条の2、第74条）  「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」（S47.5.17 社第83号）（最終改正：H11.3.30）  「社会福祉施設の長の資格要件について」（S53.2.20 社第13号）（最終改正：H12.4.3）</p>	<p>(1)管理者の資格要件を満たしていないので所要の措置を講ずること。 (2)所定の研修を受講していないので受講すること。 (3)管理者が専任でないので改善すること。 (4)管理者が職責を果たしていないため、運営管理上問題が生じているので改善すること。</p>	<p>A-1-(1) A-1-(1) A-1-(1) A-1-(1)</p>

児童養護施設等

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<p>5 児童対象性暴力等の防止等のための措置(助産施設は対象外)</p>			
<p>1 犯罪事実確認義務            設置者等(施設運営者)は、児童等対象業務従事者に業務を行わせるまでに、犯罪事実確認書による「特定性犯罪事実該当者」であるか否かの確認(犯罪事実確認)を行わなければならない。            法の施行時現職者については、施行日から起算して3年以内(R11.12.24まで)に犯罪事実確認を行わなければならない。</p>	<p>学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年6月26日 法律第69号)            ※法施行日            令和8年12月25日</p>	<p>(1) 児童対象性暴力等対処規程等の策定を進めること。            (2) 管理責任者の設置を進めること。            (3) 情報管理規程の策定を進めること。</p>	<p>B-2            B-2            B-2</p>
<p>2 安全確保措置(早期把握、相談、調査並びに保護及び支援)            ・児童等の日常的な観察や、発達段階及び特性等に応じた定期的な面談又は質問票の使用など、児童対象性暴力等を早期の把握するための措置を実施しているか。            ・早期に把握するための措置を通じて、児童対象性暴力等の疑いを把握した場合における適切な報告その他の適切な対応を確保するための措置の具体的内容及び手順を策定し、これらを周知しているか。            ・児童が容易に相談を行うことができるようにするため、相談員の選任と相談窓口の設置及びこれらの周知、外部相談窓口の周知を行っているか。            ・児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認められるときは、その事実の有無及び内容について適切に調査が行われているか。また、児童対象性暴力等を受けたと認められる児童の保護及び支援を適切に実施しているか。</p>			
<p>3 研修の実施            設置者等(施設運営者)は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を従業者に受講させなければならない。  <b>【留意点】</b>            研修は次に掲げる事項を含み、かつ、座学と演習を組み合わせで行うものとする。            ・従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項(児童対象性暴力等が生じる要因及びこどもの権利に関する事項を含む。)            ・児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の範囲            ・児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の疑いを早期に把握するための措置            ・相談、報告等を踏まえた対応            ・被害児童等の保護及び支援            ・犯罪事実確認において教育保育等従事者に求められる対応            ・防止措置に係る基礎的事項            ・厳格な情報管理の必要性</p>			
<p>4 帳簿及び定期報告            ・毎年度、犯罪事実確認の実施状況を記載した帳簿(犯罪事実確認書管理簿)を作成し、これを保存しなければならない。(保存期間:作成日から5年を経過する年度の年度末)            ・犯罪事実確認の実施状況及び記録の管理状況について、前年度の5/1から報告年度の4/30(基準日)の間に対象とされた者に係るものを、5/31までに内閣総理大臣(こども家庭庁長官に委任)に報告しなければならない。</p>			

児童養護施設等

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	<p>【留意点】(経過措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帳簿(犯罪事実確認書管理簿)の作成に係る規定は、府令の施行の日(R8.12.25)から令和10年3月31日までの間適用されない。</li> <li>・報告に係る規定の読み替え 法施行後、初回の報告は、令和10年5月31日までにしなければならない。報告の対象となる書類は、法施行の日から令和10年4月30日の間に対象とされた者に係る書類となる。</li> </ul> <hr/> <p>5 情報管理及び帳簿の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理責任者を設置しているか。</li> <li>・犯罪事実確認記録等の管理に関する措置に係る規程(情報管理規程)を定め遵守しているか。</li> <li>・犯罪事実確認記録等を取り扱う者に対し適正な取り扱いの周知と必要な研修を行っているか。</li> <li>・漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備すること。また、犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、直ちに報告(速報)及び30日又は60日以内に所定の報告(確報)を行っているか。</li> <li>・情報管理措置の評価、見直し及び改善に取り組んでいるか。</li> </ul>			

児童養護施設等

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>IV 職員の処遇</b>				
<b>1 就業規則等の整備</b>				
1 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ているか。(常時10人以上の労働者を使用する場合)	労働基準法第89条、第90条	(1)就業規則の作成・届出を適正に行うこと。	A-1-(1)	
2 就業規則の作成・変更は適正な手続により行われているか。		(2)適正な手続を行うこと。	B-1-(1)	
3 就業規則の内容が関係法令又は労働協約に反していないか。また、法令改正等に応じて必要な見直しが行われているか。	労働基準法第92条	(3)規程等の内容に不備があるのでは正すこと。	B-1-(1)	
4 就業規則等の内容について職員に周知しているか。	労働基準法第106条	(4)就業規則等の内容を職員に周知すること。	B-1-(1)	
5 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。	男女雇用機会均等法第6条～第9条	(5)性別による差別的取扱いをしないこと。	B-1-(1)	
6 婚姻、妊娠、出産等を理由として不利益な取扱いをしていないか。	男女雇用機会均等法第6条	(6)婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いをしないこと。	B-1-(1)	
7 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保しているか。また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう勤務の軽減等必要な措置を講じているか。	男女雇用機会均等法第12条、第13条	(7)妊娠中及び出産後の健康管理に関する適正な措置を講ずること。	B-1-(1)	
<b>2 ハラスメントの防止</b>				
1 職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)・セクシャルハラスメント(セクハラ)等の防止のための措置を講じ(1)施設の方針等を明確化し、職員に周知・啓発しているか。(2)相談窓口を設置する等、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しているか。(3)事実関係を確認し、事後の迅速かつ適切な対応に努め、再発防止に向けた措置を講じているか。(4)相談者・行為者等のプライバシーを保護する措置を講ずるとともに、相談したこと等を理由に不利益な取扱いをされない旨を職員に周知・啓発しているか。	労働施策総合推進法第30条の2 男女雇用機会均等法第11条 育児・介護休業法第25条	(1)パワハラ・セクハラ等の防止のための措置を講ずること。 (2)パワハラ相談等を理由とした不利益な取扱いを行っているので改善すること。	B-1-(1) B-1-(1)	
<b>3 労働条件の明示</b>				
1 職員の採用時に(労働契約の締結に際し)、労働条件を明示しているか。	労働基準法第15条	(1)職員の採用時に労働条件を明示すること。	B-1-(1)	
2 非常勤職員(短時間労働者)の採用又は契約更新時に、労働条件を明示しているか。		(2)非常勤職員(短時間労働者)の採用又は契約更新時に、労働条件を明示すること。	B-1-(1)	
3 職員から無期労働契約への転換申込みがあった場合、転換した後の労働条件は、原則として、申込み時の有期労働契約と同一の労働条件となっているか。書面で記録を残すことが望ましい。	労働契約法第18条	(3)無期労働契約への転換後の労働条件が不合理なものとなっているので改善すること。	B-1-(1)	
<b>4 職員関係、帳簿の整備</b>				
1 職員の資格証明書、履歴書、労働者名簿を作成しているか。	最低基準第3条 (基準省令第14条)	(1)職員の資格証明書、履歴書、労働者名簿を作成(整備)すること。	B-1-(1)	
2 給与(賃金)台帳を整備しているか。	労働基準法第107条～第109条	(2)給与(賃金)台帳を整備すること。	B-1-(1)	
<b>5 給与規程の作成</b>				
1 給与規程を作成して、労働基準監督署に届出をしているか。	労働基準法第89条	(1)給与規程を整備すること。	A-1-(1)	
2 給与及び諸手当の支給基準が明確になっているか。		(2)労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)	
3 給与規程等に従って運用されているか。		(3)給与及び諸手当の支給基準を明確にすること。 (4)給与規程等に従って運用すること。	B-1-(1) B-1-(1)	

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>6 賃金の一部の控除協定</b>				
1 労働基準法第24条に基づく賃金の一部の控除に関する協定を締結しているか。	労働基準法第24条	(1)労働基準法第24条に基づく賃金の一部の控除に関する協定を締結すること。	B-1-(1)	
2 協定に従って運用されているか。		(2)協定に従って運用すること。	B-1-(1)	
<b>7 労働時間及び雇用管理等</b>				
1 労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させていないか。また、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させていないか。	労働基準法第32条	(1)休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、また、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させないこと。	B-1-(1)	
2 時間外及び休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	労働基準法第36条	(2)時間外・休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)	
3 変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。 【留意点】 ①1か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を採用する場合は、労使協定又は就業規則等で必要事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ②1か月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を採用する場合は、労使協定及び就業規則で必要事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。	労働基準法第32条の2 労働基準法第32条の4	(3)変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ること。	B-1-(1)	
4 協定等に従って運用されているか。		(4)協定等に従って運用すること。	B-1-(1)	
5 短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、不合理な待遇差を設けていないか。 また、差別的な取扱いをしていないか。 【留意点】 ①不合理な待遇差の禁止 職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止 ②差別的取扱いの禁止 職務内容、職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条、第9条 最低賃金法第4条第1項	(5)基本給や賞与において、短時間・有期労働者と通常の労働者(正職員)との間に不合理な待遇差が認められるので改善すること。 (6)全ての雇用者に最低賃金を保障すること。	B-1-(1)	
6 短時間・有期雇用労働者の雇い入れ時に、雇用管理上の措置の内容について説明しているか。 【留意点】 説明事項: ①不合理な待遇の禁止、②差別的取扱いの禁止、③賃金の決定、④教育訓練の実施、⑤福利厚生施設、⑥通常の労働者への転換	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第14条	(7)短時間・有期雇用労働者を雇い入れる時には、必要な事項を説明すること。	B-1-(1)	
7 短時間・有期雇用労働者から「通常の労働者との待遇差の内容や理由」などについて説明を求められた場合、適切に対応しているか。また、説明を求めた労働者に対して不利益な取扱いを行っていないか。		(8)通常の労働者(正職員)との待遇差について、短時間・有期雇用労働者から説明を求められた場合は、説明を行うこと。	B-1-(1)	
<b>8 断続的な宿直又は日直勤務許可申請</b>				
1 職員が宿日直を行う場合は、労働基準監督署長の許可を受けているか。	労働基準法施行規則第23条	(1)職員が宿日直を行う場合は、労働基準監督署長の許可を受けること。	B-1-(1)	
2 許可の内容に従って運用されているか。		(2)許可の内容に従って運用すること。	B-1-(1)	

児童養護施設等

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>9 休憩、休日</b>				
1	労働基準法第34条及び第35条に基づき、休憩、休日が適正に与えられているか。	労働基準法第34条、第35条 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第2条	(1)法に基づいた休憩、休日を適正に与えること。 (2)前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を与えること。	B-1-(1)
2	前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めているか。			B-2
<b>10 時間外労働及び休日労働協定</b>				
1	時間外労働及び休日労働に関する協定(いわゆる三六協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	労働基準法第36条  「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(H29.1.20 厚生労働省)	(1)時間外労働及び休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ること。 (2)協定に従って運用すること。 (3)労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること。 (4)労働時間に関する記録が保存されていないので保存すること。	B-1-(1)
2	協定に従って運用されているか。			B-1-(1)
3	労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録しているか。 【留意点】 使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。 ①使用者又は労働時間の管理者が、自ら現認することにより確認し、記録すること。 ②タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。 やむを得ず自己申告により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合は、自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて実態調査を実施することなど、労働時間の適正な把握のための措置を講ずる必要がある。			B-1-(2)
4	労働時間の記録に関する書類を保存しているか。			B-1-(2)
<b>11 時間外労働及び休日労働に対する割増賃金の支給</b>				
1	労働基準法第37条に基づき、時間外労働及び休日労働に対し、割増賃金が支給されているか。	労働基準法第37条	(1)時間外労働及び休日労働に対し、割増賃金を支給すること。	B-1-(1)
<b>12 有給休暇</b>				
1	労働基準法第39条に基づき、適正な有給休暇制度が導入されているか。	労働基準法第39条、第89条	(1)適正な有給休暇制度を導入すること。 (2)就業規則に時季指定の規定がないので記載すること。 (3)対象職員について、年5日確実に取得させること。	B-1-(1)
2	就業規則に時季指定の対象となる職員の範囲及び時季指定の方法等について規定しているか。			B-1-(1)
3	法定の年次有給休暇の付与日数が10日以上である職員に対して、その日数のうち年5日について確実に取得させているか。			B-1-(1)
<b>13 育児・介護休業規程</b>				
1	育児・介護休業等に関する規程等を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。 (就業規則等への規定も可)	労働基準法第89条  育児・介護休業法第5条～第10条、第12条、第21条	(1)育児・介護休業等に関する規程等の整備・届出を適正に行うこと。 (2)規程等の内容に不備があるので正すこと。 (3)規定等に基づき運用すること。 (4)規程等の内容を職員に周知すること。	A-1-(1)
2	規程等の内容が関係法令に沿ったものとなっているか。また、法令改正等に応じて必要な見直しが行われているか。			B-1-(1)
3	規程等に基づいた適切な運用がなされているか。			B-1-(1)
4	規程等の内容について職員に周知しているか。			B-1-(1)

児童養護施設等

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>14 監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請</b>				
	1 労働基準法第41条に基づき、監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外に関する労働基準監督署長の許可を受けているか。	労働基準法第41条	(1)監視又は継続的労働に従事する者に対する適用除外に関する労働基準監督署長の許可を受けること。	B-1-(1)
	2 許可の内容に従って運用されているか。		(2)許可の内容に従って運用すること。	B-1-(1)
<b>15 社会保険への加入</b>				
	1 社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)に加入しているか。	健康保険法第3条 厚生年金保険法第6条 雇用保険法第5条 労働者災害補償保険法第3条	(1)社会保険に加入すること。	A-1-(1)
<b>16 健康診断の実施等職員の健康管理、安全衛生管理体制の整備</b>				
	1 健康診断(雇入れ時、定期)が適正に行われているか。 (1週間の労働時間が通常の労働者の4分の3以上の者は必須、2分の1以上である短時間労働者には健康診断を受診させるのが望ましいとされている。) ※ 休職(休業)中のため定期健康診断を実施しなかった者については、復職(休業等終了)後、速やかに定期健康診断を実施しなければならない。	労働安全衛生法第66条  労働安全衛生規則第43条～第47条、第51条  最低基準第3条 (基準省令第12条)  「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」 (H31.1.31 基発0130第1号他)	(1)健康診断(雇入れ時、定期)を適正に行うこと。 (2)健康診断の必要な検査項目に漏れがあるので改善すること。 (3)健康診断記録を適正に整備すること。	B-1-(1)  B-1-(2)  B-1-(1)
	2 健康診断記録が整備されているか。		(4)夜間業務に従事する職員は6か月に1回健康診断を実施すること。	B-1-(1)
	3 夜間業務に従事する職員は6か月に1回健康診断を実施しているか。		(5)衛生管理者や衛生推進者、産業医の設置等安全衛生管理体制を適正に整備すること。	B-1-(1)
	4 衛生管理者や衛生推進者、産業医の設置等安全衛生管理体制が適正に整備されているか。			
<b>17 職員研修及び職員の定着化</b>				
	1 職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保しているか。	最低基準第3条 (基準省令第7条の2)	(1)職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保すること。	B-1-(1)
	2 職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか。	社会福祉法第90条第1項	(2)職員の確保及び定着化に積極的に取り組むこと。	B-1-(1)
	3 業務体制の確立と業務省力化の推進のための取組みを行っているか。		(3)業務体制の確立と業務省力化の推進に努めること。	B-2
	4 職場環境改善のための対策を推進しているか。 【留意点】 職務分掌と指揮命令系統を明確化し、組織運営の健全化を図るとともに、施設長等を中心に風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。		(4)職場環境改善対策の推進に努めること。	B-2
<b>18 解雇</b>				
	1 解雇の手続きは適正に行われているか。	労働基準法第20条	(1)解雇の手続きを適正に行うこと。	A-1-(1)

児童養護施設等

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>V 非常災害対策</b>			
<b>1 防火安全対策(火災):(1)防火管理体制</b>			
<p>1 防火管理者を選任し、届け出ているか。</p> <p>2 管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。</p> <p>3 カーテン、じゅうたん等は防災性能を有しているか。 (母子生活支援施設を除く。)</p>	<p>消防法第8条 消防法施行令第3条 消防法施行規則第3条の2 消防法8条の3</p>	<p>(1)防火管理者を選任し届け出していないので届け出ること。</p> <p>(2)管理的あるいは監督的地位にある者を選任していないので改善すること。</p> <p>(3)カーテン、じゅうたん等は防災性能を有する製品にすること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p>
<b>(2)消防計画(施設防災計画)</b>			
<p>1 消防計画(施設防災計画)を作成し、所轄消防署に届け出ているか。 変更の届出をしているか。</p> <p>2 消防計画(施設防災計画)を施設の見やすい場所に掲示しているか。</p> <p><b>【留意点】</b> (1)消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成する。所轄の消防署に届け出る必要がある。 (2)少人数(消防法で規定されている)の場合には届出の必要性はないが、事業所ごとの防災計画は必要である。</p>	<p>消防法第8条 消防法施行規則第3条 最低基準第4条</p>	<p>(1)消防計画(施設防災計画)を作成していないので作成すること。</p> <p>(2)消防計画を所轄消防署に届け出していないので改善すること。</p> <p>(3)消防計画(施設防災計画)の内容に不備があるので改善すること。</p> <p>(4)消防計画(施設防災計画)を掲示していないので掲示すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
<b>(3)消防署立入検査</b>			
<p>1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。</p>	<p>消防法第4条</p>	<p>(1)消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていないので改善すること。</p> <p>(2)消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
<b>(4)訓練の実施</b>			
<p>1 非常災害に対する訓練を法令・通知等で定められている回数以上実施しているか。</p> <p><b>【留意点】</b> 避難訓練及び消火訓練は、少なくとも月1回以上実施しなければならない。 なお、避難訓練には地震、津波、風水害等を想定したものを含み、不審者を想定したものを除く。 また、保護者との連携に資する引渡し訓練等の実施も望ましい。</p>	<p>消防法施行令第3条の2第2項 最低基準第4条</p>	<p>(1)避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施すること。</p> <p>(2)実施方法が不適切であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-1-(2)</p>
<p>2 訓練結果の記録の整備をしているか。 訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。</p>	<p>消防法施行規則第4条の2の4</p>	<p>(1)訓練記録を整備すること。</p> <p>(2)訓練記録が不十分であるので是正すること。</p>	<p>B-1-(1)</p> <p>B-2</p>
<b>(5)保安設備</b>			
<p>1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。 (1)防火管理者は、消防用設備等の点検及び整備が義務付けられている。 (2)消防法第17条の3の3に、消防用設備等の定期的点検とその結果の消防署への報告が義務付けられている。</p>	<p>消防法第17条の3の3 消防法施行令第36条第2項 消防法施行規則第31条の6</p>	<p>(1)消防用設備等の点検及び報告をしていないので実施すること。</p>	<p>B-1-(1)</p>

児童養護施設等

	指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	2 消防用設備等の自主点検をしているか。 ※消防用設備等の点検及び整備を行い、年1回消防署へ届け出ること。外部の有資格業者に委託して行うこともできる。(保守契約必要)	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6	(1)消防用設備等の自主点検をしていないので実施すること。	B-1-(1)
	3 点検後の不良箇所は改善しているか。	消防法第17条第1項	(1)点検後の不良箇所を改善していないので実施すること。	B-1-(1)
	4 消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設置しているか。	最低基準第4条	(1)非常災害に必要な設備を設置していないので設置すること。	B-1-(1)
	5 非常警報器具又は非常警報設備を設置しているか。 (1)消防法施行令による設置 ①非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備) 但し、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。…収容人員50人以上の場合に設置 ②非常警報器具(警鐘、手動式サイレン、その他) 但し、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。…収容人員20人以上50人未満の場合に設置	消防法施行令第24条	(1)非常警報器具又は非常警報設備が未設置であるので設置すること。	B-1-(1)
	6-1 消防機関へ通報する設備を設置しているか。(児童養護施設) 自動火災報知機等を設置しているか。 (1)消防法施行令による設置 ①自動火災報知機設備 ②消防機関へ通報する火災報知設備…延面積が500㎡以上の防火対象物 ③漏電火災報知機…延面積が300㎡以上又は契約電流容量50Aを超える防火対象物で特定の場所を準不燃材以外の材料で造ったもの	消防法施行令第21条、第22条、第23条	(1)消防機関へ通報する設備を未設置であるので設置すること。	B-1-(1)
	6-2 消防機関へ通報する設備を設置しているか。(乳児院) 自動火災報知機等を設置しているか。 (1)消防法施行令による設置 ①自動火災報知機設備 ②消防機関へ通報する火災報知設備 ③漏電火災報知機…延面積が300㎡以上又は契約電流容量50Aを超える防火対象物で特定の場所を準不燃材以外の材料で造ったもの ④スプリンクラー設備	消防法施行令第12条、第21条、第22条、第23条	(1)消防機関へ通報する設備を未設置であるので設置すること。  (2)スプリンクラー設備を未設置であるので設置すること。(乳児院)	B-1-(1)  B-1-(1)
	<b>2 地震、津波災害対策: (1) 施設防災計画等</b>			
	1 地震が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。 【留意点】 災害種別ごとに策定しなければならない。	最低基準第4条	(1)施設防災計画を策定すること。  (2)施設防災計画を掲示すること。	B-1-(1)  B-1-(2)
	2 施設防災計画に基づき、災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員等に周知しているか。		(1)非常災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備していないので整備すること。	B-1-(1)

児童養護施設等

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
			(2)定期的に職員等に周知していないので周知すること。	B-1-(2)
	3 避難、救出等の必要な訓練を行っているか。		(1)定期的に必要な訓練を実施すること。	B-1-(1)
	4 訓練結果に基づき、施設防災計画の検証及び見直しを行っているか。		(1)訓練結果に基づき、施設防災計画の検証、見直しを行っていないので見直しを行うこと。	B-1-(1)
	5 津波災害警戒区域内に所在し、市町地域防災計画に記載のある避難促進施設に該当する場合、避難確保計画を作成し市町へ提出しているか。	津波防災地域づくり法第71条	(1)避難確保計画を作成し、市町へ提出すること。	B-1-(1)
	6 避難確保計画に基づき職員研修・避難訓練を実施しているか。また、避難訓練の結果について、市町に報告しているか。		(1)定期的に研修・訓練を実施すること。 (2)避難訓練の結果について、市町への報告を行っていないので報告すること。	B-1-(1) B-2
<b>(2)耐震対策</b>				
	1 耐震診断が義務付けられている建築物に該当する場合、耐震診断が実施されているか。 昭和56年5月31日以前に建築確認されたもの ・耐震診断義務付け対象建築物 階数2以上かつ5,000㎡以上 ・指示対象となる特定既存耐震不適格建築物 階数2以上かつ2,000㎡以上 ・特定既存耐震不適格建築物 階数2以上かつ1,000㎡以上 <b>【留意点】</b> 現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない全ての建築物に対し、耐震診断及び耐震改修を行う努力義務が課せられていること。	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号、第15条第2項、附則第3条  建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第6条、第8条、附則第2条	(1)耐震診断を実施していないので実施すること。	B-1-(1)
	2 耐震診断の結果に基づき、耐震改修が行われているか。		(1)耐震診断の結果に基づき、耐震改修を行っていないので行うこと。	B-1-(1)
	3 地震時の総合的な安全対策が行われているか。 <b>【留意点】</b> ・窓ガラス・天井・外壁等落下危険物等の飛散・落下防止 ・ブロック塀の倒壊防止 等	最低基準第3条 (基準省令第5条)	(1)総合的な安全対策を行うこと。	B-1-(1)
<b>3 風水害、土砂災害対策：(1)施設防災計画</b>				
	1 風水害、土砂災害が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。 <b>【留意点】</b> 災害種別ごとに策定しなければならない。	最低基準第4条  「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」(H29.6 厚生労働省、国土交通省)	(1)施設防災計画を策定すること。  (2)施設防災計画を掲示すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	2 施設防災計画に基づき、災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員及び入所者に周知しているか。		(1)非常災害発生時の関係機関への通報及び連携体制を整備していないので整備すること。 (2)定期的に職員等に周知していないので周知すること。	B-1-(1) B-1-(1)

児童養護施設等

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	3 避難、救出等の必要な訓練を行っているか。	最低基準第4条	(1) 定期的に必要な訓練を実施すること。	B-1-(1)
	4 訓練結果に基づき、施設防災計画の検証及び見直しを行っているか。		(1) 訓練結果に基づき、施設防災計画の検証、見直しを行っていないので見直しを行うこと。	B-1-(1)
<b>(2) 危険区域の指定等</b>				
	1 指定区域に所在しているか否かを点検・確認を行っているか。 ・地すべり防止区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、土石流発生危険渓流、なだれ危険箇所、ため池注意箇所、災害危険区域、宅地造成工事規制区域	社施第102号通知	(1) 指定区域に所在しているか否かを点検・確認すること。	B-1-(1)
	2 土砂災害警戒区域内又は浸水想定区域内に所在し、市町地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設に該当する場合、避難確保計画を作成し市町へ提出しているか。	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2 水防法第15条の3	(1) 避難確保計画を作成し、市町へ提出すること。	B-1-(1)
	3 避難確保計画に基づき職員研修・避難訓練を実施しているか。また、避難訓練の結果について、市町に報告しているか。		(1) 定期的に研修・訓練を実施すること。 (2) 避難訓練の結果について、市町への報告を行っていないので報告すること。	B-1-(1) B-2
<b>4 原子力災害対策</b>				
	1 原子力災害対策重点区域に所在しているか否かを把握しているか。 PAZ(原子力施設を中心として概ね半径5kmの地域：伊方町) UPZ(原子力施設を中心として概ね半径30kmの地域からPAZを除いた地域：伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町)	「愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)」(R7.1修正版)(第2編第8章 2-8-5 3社会福祉施設等管理者の活動)	(1) 重点区域に所在しているか否かを把握すること。	B-1-(1)
	2 原子力災害が発生した場合における利用者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた施設防災計画を策定し、施設の見やすい場所に掲示しているか。	「社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」作成ガイドライン」(H25.4 愛媛県保健福祉部)	(1) 施設防災計画を策定すること。 (2) 施設防災計画を掲示すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	3 組織体制が整備されているか。 重点市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力的体制づくりに努めているか。 ※重点市町(伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町)(以下同じ。)		(1) 組織体制を整備すること。	B-1-(1)
	4 緊急連絡体制を整備しているか。 重点市町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めているか。	最低基準第4条	(1) 緊急時連絡体制を整備すること。	B-1-(1)
	5 重点市町の協力を得て、施設利用者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた避難訓練等を定期的に行っているか。		(1) 防災教育及び定期的な訓練を実施すること。	B-1-(1)
	6 利用者等の移送に必要な資機材の確保、原子力防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めているか。		(1) 利用者等の移送に必要な資機材の確保、原子力防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めること。	B-1-(1)

児童養護施設等

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>5 備蓄品の確保</b>				
	1 災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他生活物資の備蓄に努めているか。	最低基準第4条	(1)災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他生活物資の備蓄に努めること。	B-1-(1)
	2 備蓄品の適正管理に努めているか。		(1)備蓄品リスト等を作成し、適切に管理すること。	B-2
<b>6 福祉避難所の指定等</b>				
	1 福祉避難所について、制度(又は指定されていること)を認識しているか。	愛媛県地域防災計画 災害対策基本法第49条の7	(1)制度の認識に努めること。	B-1-(1)
<b>7 業務継続計画(BCP)の策定</b>				
	1 業務継続計画(BCP)を策定しているか。また、定期的に業務継続計画の見直しを行っているか。 【留意点】 非常災害時におけるBCPだけでなく、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応したBCPを作成しておく必要がある。 【参考】 「児童福祉施設等における業務継続計画等について」(R4.12 厚生労働省事務連絡)において、業務継続計画の策定等の参考資料として、「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」や業務継続計画のひな形などが示されているので、必要に応じて参照すること。	最低基準第3条 (基準省令第9条の3)  愛媛県防災対策基本条例第19条	(1)業務継続計画(BCP)を策定すること。  (2)作成後も定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。	B-1-(1)  B-1-(2)
	2 業務継続計画の内容を職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めているか。		(3)業務継続計画の内容を職員に周知していないので周知すること。  (4)業務継続計画に関して、必要な研修及び訓練を実施していないので実施するよう努めること。	B-1-(2)  B-1-(2)
<b>VI 防犯対策</b>				
<b>1 防犯体制</b>				
	1 来訪者用の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。	「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(H28.10 愛媛県保健福祉部)	(1)来訪者用の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認すること。	B-1-(2)
	2 夜間の出入口は限られた場所とし、施錠時間を決めたり、警備員室・夜勤室等の前を通る動線としているか。		(2)夜間の出入口は限られた場所とし、施錠時間を決めたり、警備員室・夜勤室等の前を通る動線とすること。	B-1-(2)
	3 防犯講習や防犯訓練を定期的実施しているか。 【留意点】 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力を得ること。		(3)防犯講習や防犯訓練を定期的実施すること。	B-1-(2)
	4 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。		(4)門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検すること。	B-1-(2)
	5 施設や施設外活動場所の周辺にある危険個所を把握し、利用者や家族に対して注意喚起を行っているか。		(5)危険個所を把握し、注意喚起を行うこと。	B-1-(2)
	6 施設等に不審者が立ち入った場合に備え、必要な措置をとる体制を整備しているか。		(6)施設等に不審者が立ち入った場合に備え、必要な措置をとる体制を整備すること。	B-1-(2)

児童養護施設等

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
2 防犯対策の点検状況				
	1 「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(平成28年10月)に基づき、実情に応じた点検項目についてチェックリストを作成しているか。	「社会福祉施設等における防犯対策点検項目のガイドライン」(H28.10 愛媛県保健福祉部)	(1)チェックリストを作成すること。	B-1-(2)
	2 チェックリストにより定期的な防犯点検を行い、必要な措置を講じているか。		(2)チェックリストによる定期的な防犯点検を実施すること。	B-1-(2)

児童養護施設等

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>VII 食事</b>				
<b>1 食事計画の状況</b>				
1 食事摂取基準を活用した食事計画を策定しているか。 2 こどもの性、年齢、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量(給与栄養量)の目標を設定しているか。 3 こどもの栄養状態や摂取量、残食量等の把握により、給与栄養量の目標の達成度を評価し、食事計画の改善を図っているか。 4 施設やこどもの特性に応じた「食育」の実践に努めること。 【留意点】 こどもの発育・発達状況、栄養状況、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画(食事計画)を立てるとともに、摂食機能や食行動の発達を促すよう食品や調理方法に配慮した献立作成を行い、それに基づき食事の提供を行う必要がある。	最低基準第3条 (基準省令第11条)  「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」 (R2.3.31 子母発0331第1号)	(1)食事摂取基準を活用した食事計画を策定すること。 (2)給与栄養量の目標を設定すること。 (3)必要に応じて食事計画の改善を図ること。 (4)食育の実践に努めること。	B-1-(2) B-1-(2) B-1-(2) B-2	
<b>2 献立業務の状況</b>				
1 予定献立表を作成しているか。 ※調理は予め作成された献立に従って行わなければならない。	最低基準第3条 (基準省令第11条)	(1)献立表を作成すること。	B-1-(1)	
2 給与栄養量が確保できるように献立作成を行っているか。 (標準は目標量の±20%以内とする。)	施設給食の手引きⅢ-9	(1)給与栄養量が確保できていないので改善すること。	B-1-(2)	
3 献立の内容は季節感や地域性を考慮し変化に富み、品質がよく、幅広い種類の食品を取り入れているか。		(1)献立内容が変化に乏しい、又は嗜好等に考慮がないので改善すること。	B-2	
4 食事関係経費の予算及び執行状況を把握しているか。		(1)予算及び執行状況を把握すること。	B-2	
5 実施献立(記録)の記載内容は適正か。		(1)実施献立の記録が不適正であるので是正すること。	B-2	
6 予定変更時の訂正があるか。 ※予定献立表と実施した食事内容が、著しく異なる場合は、給与栄養量も連動して変更となる。		(1)予定変更時の訂正記録がないので記録すること。	B-2	
7 予定献立表、発注書、納品書に責任者の関与があるか。		(1)責任者の関与がないので改善すること。	B-1-(2)	
<b>3 発注・購入</b>				
1 食品材料名・使用量を記載しているか。	施設給食の手引きⅣ-3	(1)発注書・納品書がない、又は不十分であるので整備すること。	B-1-(2)	
2 予定献立に沿って食品を購入しているか。 生鮮食品は当日仕入れを原則としているか。		(1)予定献立に沿って食品を購入すること。 (2)生鮮食品は当日仕入れを原則とすること。	B-1-(2) B-1-(2)	
3 食品材料の検収を、調理従事者の立会いの下に行っているか。 ※原材料の納入に際しては調理従事者等が必ず立会い、検収場で品質、鮮度、異物の混入等につき、点検し、記録すること。(納入時間、数量、品温等)	社援施第65号通知	(1)食品材料の検収を適正に行うこと。 (2)検収記録が不十分であるので改善すること。	B-1-(2) B-1-(2)	

児童養護施設等

指導監査項目	根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>4 検食</b>			
<p>1 検食を実施し、具体的に記録しているか。(食事、おやつ等) 【留意点】 ①検食は施設長など管理的立場にある者が実施すること。 ②提供する食事の形態が複数ある場合は、各形態について検食を行うこと。(離乳食、アレルギー除去食等)</p>	施設給食の手引きIV-5	<p>(1)検食を実施していないので実施すること  (2)責任者以外の者が検食を実施しているので改善すること。</p>	<p>B-1-(1)  B-1-(2)</p>
<p>2 検食は原則として利用者が食事をする前に実施しているか。 【留意点】 検食は給食における事故の未然防止を目的としたものであることから、調理完了から配膳までの間に実施し、異味、異臭その他の異常が感じられた場合には、直ちに食事の提供を中止するなど適切な対応を行うこと。 また、栄養、衛生、経済、嗜好等の各観点から適当なものであるか、食器、温度、盛りつけ等が乳幼児の立場に立って配慮されているかなどを確認して結果を記録し、給食内容の改善にも活用すること。</p>	「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」(H20.3.7 雇児総発第0307001号他)	(1)食事時間前に検食を実施すること。	B-1-(2)
<b>5 衛生管理(調理員等)</b>			
<p>1 全ての調理従事者(パート、実習生含む。)及び調乳担当者の検便を毎月1回、適切に実施しているか。 細菌性食中毒流行期(6月～9月)にあつては月2回以上実施しているか。 ※検便の検査内容については、腸管出血性大腸菌の検査も含めること。 また、10月～3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。</p>	<p>社援施第65号通知  労働安全衛生規則第47条  施設給食の手引きIV-1-(1)</p>	<p>(1)調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行うこと。  (2)ノロウイルスの検査に努めること。</p>	<p>B-1-(1)  B-2</p>
<p>2 検便の実施記録(検査証)があるか。</p>	施設給食の手引きIV-1-(1)	(1)検査結果を適切に保管すること。	B-2
<p>3 調理従事者の健康チェックを毎日行っているか。(下痢、発熱、手指の傷、化膿等) (1)調理従事者は常に自分の健康チェックを行い、下痢発熱時には速やかに医師に診断を受けるとともに、調理作業には従事しない。 (2)手指などに化膿している傷やできもののあるときは、黄色ブドウ球菌により食中毒を起こす危険があるので、食品を扱ったり調理に従事してはならない。</p>	<p>施設給食の手引きIV-1-(2)  社援施第65号通知</p>	<p>(1)健康チェックを毎日行うこと。  (2)健康チェックが不十分であるので改善すること。</p>	<p>B-1-(2)  B-2</p>
<p>4 清潔な外衣の着用と専用の履物があるか。(帽子又は三角巾・マスクの着用) トイレには、調理作業時に着用する外衣、帽子、履き物のまま入らないこと。 ※調理場外に出入りする際、適切に着替え等を行っていること。</p>	<p>施設給食の手引きIV-1-(3)  社援施第65号通知</p>	(1)適切に着替えを行うこと。	B-1-(2)
<b>6 衛生管理(施設)</b>			
<p>1 調理関係の衛生管理を適切に行っているか。 ①施設設備は必要に応じて補修を行い、施設の床面(排水溝を含む。)及び内壁のうち床面から1mまでの部分は1日に1回以上、施設の天井及び内壁のうち床面から1m以上の部分は1月に1回以上清掃し、必要に応じて、洗浄・消毒を行うこと。施設の清掃は全ての食品が調理場内から完全に搬出された後行うこと。 ②施設は衛生的な管理に努め、みだりに部外者を立ち入らせたり、調理作業に不必要な物品等を置いたりしないこと。 ③原材料を配送用包装のまま非汚染作業区域に持ち込まないこと。 ④十分な換気を行い、高温多湿を避けること。調理場は、湿度80%以下、温度は25℃以下に保つことが望ましい。 ⑤水道事業により供給される水以外の井戸水等の水を使用する場合には、公的検査機関、厚生労働大臣の指定検査機関等に依頼して、年2回以上水質検査を行うこと。検査の結果、飲用不適とされた場合は、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。なお、検査結果は1年間保管すること。 ⑥貯水槽は清潔を保持するため、専門の業者に委託して、年1回以上清掃すること。なお、清掃した証明書は1年間保管すること。</p>	<p>最低基準第3条 (基準省令第10条)  施設給食の手引きIV-2  社援施第65号通知</p>	(1)調理室内の衛生管理が不適切であるので改善すること。	B-1-(1)

児童養護施設等

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	2 専用の手洗い設備があるか。手洗い設備には、手洗いに適当な石鹸、爪ブラシ、ペーパータオル、殺菌液等を定期的に補充し、常に使用できる状態しておくこと。 ※手洗いの水栓設備は、感知式等で、コック(蛇口)、ハンドル等を直接手で操作しない構造のものが望ましい。	最低基準第3条 (基準省令第10条) 施設給食の手引きⅣ-2 社援施第65号通知	(1)手洗い設備の状態が不十分であるので整備すること。	B-1-(1)
	3 食品及び食器の洗浄及び保管を適切に行っているか。 ①生食用の野菜や果物を殺菌しているか。 ②食器を毎回消毒しているか。	最低基準第3条 (基準省令第10条) 施設給食の手引きⅣ-3 社援施第65号通知	(1)食品又は食器を適切に管理すること。	B-1-(2)
<b>7 検査用保存食</b>				
	1 検査用保存食を適切に保存しているか。 (1)特定給食施設では、食品による食中毒防止について特段の注意を払う必要がある。 (2)食中毒が発生した場合にその原因を調査・追跡できるよう検査用保存食を適切に保存する必要がある。 (3)社会福祉施設における保存食は、原材料及び調理済食品を食品毎に50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して、-20℃以下で2週間以上保存すること、原材料は、特に殺菌等を行わず購入した状態で保存することが求められる。	施設給食の手引きⅣ-6 社援施第65号通知	(1)保存食を適切に保存すること。	B-1-(2)
<b>8 調理業務委託</b>				
	1 施設及び事業所並びに施設等・業者の行う業務、受託者の決定、契約内容は適切か。 ※調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、指定施設及び事業所並びに施設等と受託業者との業務分担(責任等を含む。)を明確にした契約書を取り交わすこと。	雇児総発0329第1号通知	(1)契約内容が要件を満たしていないので整備すること。	B-1-(1)
	2 施設内の調理室を使用して調理させているか。		(1)調理室を使用していないので改善すること。	B-1-(2)
	3 栄養面での配慮がされているか。		(1)食事の質が確保されていないので改善すること。	B-1-(2)
	4 委託契約書(仕様書)の委託者(事業所)が行うべき事項が実施されているか。		(1)委託契約書に基づき委託者が行う業務を適切に実施すること。	B-1-(2)
<b>9 食事</b>				
	1 給食(食育)会議を実施しているか。 ※施設長を含む関係職員が参加の上、給食(食育)会議を毎月1回実施しているか。	施設給食の手引きⅡ-5	(1)給食会議を実施すること。	B-1-(2)
	2 食事時間は家庭生活に近い時間であるか。適切に設定しているか。	施設給食の手引きⅢ-12~16	(1)食事時間が不適切であるので改善すること。	B-1-(2)
	3 適温の食事提供に対する配慮はあるか。		(1)適温の食事提供をすること。	B-1-(2)
	4 喫食環境に対する配慮はあるか。		(1)喫食環境に配慮すること。	B-1-(2)
	5 献立内容に合った食器を使用しているか。		(1)食器の使用が不適切であるので改善すること。	B-2
	6 身体状態に合う調理内容になっているか。		(1)調理内容が不適切であるので改善すること。	B-1-(2)
	7 正当な理由もなく給食を中止していないか。 なお、正当な理由とは、 ①感染症の発生に伴う保健所の指示 ②調理室の改築・修繕等 ③非常災害等で給食することが不可能 等の場合である。	最低基準第3条 (基準省令第11条)	(1)正当な理由なく給食を中止しているのを是正すること。	B-1-(2)

児童養護施設等

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
	8 正当な理由もなく簡易な食事としていないか。 ※簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注の他、パンと牛乳、カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。	最低基準第3条 (基準省令第11条)	(1)正当な理由もなく簡易な食事としているので是正すること。	B-1-(2)
	9 非常時の対応体制を整備しているか。 【留意点】 感染症や非常災害の発生時等の非常時における給食提供に関して、職員の役割分担、初動対応、給食の提供方法、備蓄品の確保、外部との連携等、施設の実態に応じた必要項目についてあらかじめ検討を行うとともに、これらを非常時対応マニュアル等により可視化し、職員間で認識を共有する必要がある。	最低基準第4条	(1)非常時対応策の検討がされていないので検討すること。	B-1-(2)
<b>VIII その他</b>				
<b>1 会計経理(全般)</b>				
	1 経理規程等の必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。	児発第471号通知	(1)必要な規程が整備されていないので整備すること。 (2)不適切な会計処理が行われているので是正すること。 (3)経理規程等に基づく適正な経理処理が行われていないので改善すること。 (4)事務処理等に誤りがあるので改善すること。	A-1-(1) A-1-(1) B-1-(1) B-2
	2 会計諸帳簿及び証憑書類が適正に整備されているか。	雇児発第488号通知	(1)会計諸帳簿が適正に整備されていないので改善すること。 (2)証憑書類が適切に保存されていないので改善すること。	B-1-(1) B-1-(2)
	3 財務会計に係る内部統制が確立され、適正に機能しているか。	「社会福祉法人の認可について」(H12.12.1 障発第 890号他)	(1)内部統制が存在しないので是正すること。 (2)内部統制の整備・運用に不備があるので改善すること。	A-1-(1) B-1-(2)
<b>2 現金・預金(入所者預り金を含む。)の管理等</b>				
	1 現金・預金の残高管理や通帳・印鑑等の管理は適正か。 【留意点】 現金、通帳及び印鑑は、金庫等鍵のかかる場所で保管しているか。通帳と通帳印は、別々の者が管理しているか。(一人で取り扱えるようになっていないか。)	雇児発第0427第7号通知 「社会福祉施設の経理事務に係る内部牽制体制の確立について」 (H31.3.27 30保第1334号愛媛県保健福祉部長通知)	(1)現金・預金の残高管理や通帳・印鑑の管理が適正でないので是正すること。	B-1-(1)
	2 会計事務を相互に牽制できる事務分掌と職務権限は確立されているか。		(1)会計事務を相互に牽制できる事務分掌又は職務権限が確立されていないので是正すること。	B-1-(1)
	3 入所者預り金について、預り金規程が整備され、規程に基づき適正に管理されているか。		(1)入所者預り金規程が整備されていないので整備すること。	B-1-(1)

児童養護施設等

指導監査項目		根拠法令等	指導監査基準	指摘区分
<b>3 入札方法、契約手続等</b>				
	1 稟議書等で意思決定の過程が明確になっているか。	雇児発第0427第7号通知	(1)稟議書等で意思決定の過程が明確になっていないので改善すること。	B-1-(2)
	2 予定価格が適正に設定されているか。	雇児総発0329第1号通知	(1)予定価格が適正に設定されていないので改善すること。	B-1-(2)
	3 契約書又は請書等の必要書類が作成されているか。		(1)契約書又は請書が作成されていないので作成すること。	B-1-(2)
	4 随意契約とする理由が明示されているか。		(1)随意契約とする理由を明示されていないので改善すること。	B-1-(2)
<b>4 運営費(措置費)の運用</b>				
	1 積立金の目的外使用がある場合は、理事会の承認、県の承認を受けているか。 ※一定の要件を満たす場合は、県の承認(事前協議)は不要	雇児発第0312001号通知	(1)積立金の目的外使用について、理事会の承認、県の承認を受けていないので改善すること。	A-1-(1)
	2 前期末支払資金残高を取り崩している場合は、理事会の承認、県の承認を受けているか。 ※一定の要件を満たす場合、自然災害その他やむを得ない理由がある場合及び事業活動収入計(予算額)の3%以下の場合は、県の承認(事前協議)は不要	雇児福発第0312002号通知	(2)前期末支払資金残高の取り崩しについて、理事会の承認、県の承認を受けていないので改善すること。	A-1-(1)
	3 前期末支払資金残高が運営費(措置費)収入の30%を超えていないか。		(3)前期末支払資金残高が運営費(措置費)収入の30%を超えているので30%以下の保有とすること。	A-1-(1)
	4 運営費(措置費)の貸付はないか。 ※同一法人内の各施設、本部への貸付は、やむを得ない場合に年度内に限り可能		(4)運営費(措置費)の貸付残高が認められたので同一法人内の各施設、本部への貸付は、年度内に解消すること。	A-1-(1)
<b>5 その他支出</b>				
	1 不適切な会計支出がないか。また、不明瞭な出納はないか。 【留意点】 いわゆる二重帳簿を作成し、又は証ひょう書類を改ざんするなどにより運営費を不正に使用するような事案が生じることがないように、会計諸帳簿と証ひょう書類を照合すること。 また、金銭の支払いが、受領する権利を有する者からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて行われているか確認すること。	雇児発第488号通知	(1)不適切な会計支出が認められたので是正すること。  (2)不明瞭な出納が見受けられるので改善すること。	B-1-(1)  B-1-(2)